

原議保存期間	10年（令和14年3月31日まで）
有効期間	一種（令和14年3月31日まで）

庁内各局部課長  
各附属機関の長 殿  
各地方機関の長  
各都道府県警察の長

警察庁 丙企画発第17号、丙会発第49号  
丙生企発第40号、丙少発第11号  
丙保発第5号、丙交企発第35号  
丙運発第19号

令和4年3月18日  
警察庁長官官房長  
警察庁生活安全局長  
警察庁交通局長

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴う対応について（通達）  
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）が令和4年4月1日から施行され、事業者（警察機関を含む。）によるプラスチックの排出の抑制等が求められるようになるところ、同法の施行に際して警察としても特に留意すべき事項等は別紙のとおりであるので、各位にあっては、警察機関における取組や警察所管事業者への対応について、事務処理上遺憾のないようにされたい。

## 別紙

(凡例)

- 「法」 …………… プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律  
(令和3年法律第60号)
- 「判断基準命令」 …………… 排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の  
排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準  
となるべき事項等を定める命令 (令和4年内閣府・デ  
ジタル庁・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省  
・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省  
・国土交通省・環境省・防衛省令第1号)
- 「プラスチック使用  
製品産業廃棄物等」 …………… プラスチック使用製品廃棄物 (使用済プラスチック  
使用製品 (一度使用され、又は使用されずに収集され、  
若しくは廃棄されたプラスチック使用製品であって、  
放射性物質によって汚染されていないものをいう。))  
が廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律  
第137号) 第2条第1項に規定する廃棄物となったも  
のをいう。) のうち同法第2条第4項に規定する産業  
廃棄物に該当するもの (市町村による分別収集により  
得られるものを除く。) 又はプラスチック副産物 (製  
品の製造、加工、修理又は販売その他の事業活動に伴  
い副次的に得られるプラスチックであって、放射性物  
質によって汚染されていないものをいう。)
- 「排出事業者」 …………… プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業  
者 (中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条  
第5項に規定する小規模企業者その他のプラスチック  
に係る資源循環の促進等に関する法律施行令 (令和4  
年政令第25号) 第15条で定める者を除く。)
- 「多量排出事業者」 …………… 排出事業者であって、当該年度の前年度におけるプ  
ラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が250トン  
以上である事業者

## 第1 法等の要点

### 1 目的（法第1条関係）

この法律は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとされた。

### 2 排出事業者による排出の抑制及び再資源化等

#### (1) 判断基準（法第44条関係）

主務大臣は、排出事業者がプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき措置に関し、当該排出事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとされた。

これに基づき、判断基準命令が制定されたところ、同命令の概要は次のとおりである。

#### ア 排出の抑制及び再資源化等（判断基準命令第1条から第3条まで関係）

排出事業者は、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等について、

- ① 排出を抑制すること。
- ② 再資源化等の促進に資するよう、適切に分別して排出すること。
- ③ 再資源化を実施することができるものは、再資源化を実施すること。

により、可能な限り排出の抑制及び再資源化を実施するものとされ、排出の抑制及び再資源化等に当たって主として講ずべき措置が規定された。

#### イ 多量排出事業者の目標の設定及び情報の公表等（判断基準命令第4条関係）

多量排出事業者は、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うものとされた。また、毎年度、当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量及び目標の達成状況に関する情報をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めるものとされた。

#### ウ 排出事業者の情報の提供（判断基準命令第5条関係）

排出事業者（多量排出事業者を除く。）は、毎年度、当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量並びに当該プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の状況に関する情報をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めるものとされた。

#### エ 教育訓練（判断基準命令第7条関係）

排出事業者は、その従業員に対して、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する必要な教育訓練を行うよう努めるものとされた。

#### オ 実施状況の把握及び管理体制の整備（判断基準命令第8条関係）

排出事業者は、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の実施量その他のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の状況を適切に把握し、その記録を行うものとされた。また、記録の作成その他プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する事務を適切に行うため、事業場ごとの責任者の選任その他管理体制の整備を行うものとされた。

(2) 指導及び助言（法第45条関係）

主務大臣は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するため必要があると認めるときは、排出事業者に対し、判断基準命令の内容を勘案して、必要な指導及び助言をすることができることとされた。

(3) 勧告及び命令（法第46条関係）

主務大臣は、多量排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の状況が判断基準命令の内容に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、その判断の根拠を示して、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ、勧告を受けた多量排出事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとされた。

また、主務大臣は、前記勧告を受けた多量排出事業者が、その勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を著しく害すると認めるときは、審議会等の意見を聴いて、当該多量排出事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとされた。

(4) 報告の徴収（法第55条第6項関係）

主務大臣は、法の施行に必要な限度において、多量排出事業者に対し、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の実施の状況に関し報告させることができることとされた。

(5) 立入検査（法第56条第3項関係）

主務大臣は、法の施行に必要な限度において、その職員に、多量排出事業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとされた。

(6) 主務大臣（法第58条第1項第3号関係）

法第44条第1項に規定する判断の基準となるべき事項の策定及びその改定、法第45条に規定する指導及び助言、法第46条第1項に規定する勧告、同条第4項の規定による公表、同条第5項の規定による命令、法第55条第6項の規定による報告の徴収並びに法第56条第3項の規定（多量排出事業者に係る部分に限る。）による立入検査に係る主務大臣については、経済産業大臣、環境大臣及び排出事業者が行う事業を所管する大臣とされた。

なお、警察機関及び警察所管事業者の事業を所管する大臣は内閣総理大臣となる。

## 第2 留意事項

### 1 警察機関関係

警察庁（附属機関、地方機関を含む。以下同じ。）及び各都道府県警察（警察署、都道府県警察学校等を含む。以下同じ。）は、法に定める排出事業者に該当することから、警察庁関係所属及び各都道府県警察にあつては、排出基準命令に定められた措置を確実に講じるため、次に掲げる取組等を行うこととされたい。

#### (1) 排出量及び排出抑制等の状況の把握、記録化

排出事業者として、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量並びに排出の抑制及び再資源化等の状況を適切に把握し、記録化すること。

#### (2) 排出量及び排出抑制等の状況の公表

排出事業者として、毎年度、当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量並びに排出の抑制及び再資源化等の状況に関する情報を各機関のウェブサイト等において公表すること。

#### (3) 職員に対する教養等

職場教養等の機会を通じて、職員に対し、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関して、必要な教養や情報提供を行うこと。

#### (4) 管理体制の整備

前記(1)から(3)の事項に関する事務を適切に行うため、施設や所属ごとに、責任者の選任その他管理体制を整備すること。なお、管理体制の整備に当たっては、各機関の実情を踏まえ、責任の所在の明確化や実効性に配慮したものとすること。

#### (5) 多量排出事業者該当した場合の措置

当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が基準を超え、多量排出事業者該当することとなった場合には、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する目標を定めるとともに、これを達成するための取組を計画的に行うこと。

また、前記(2)の事項に代わり、毎年度、当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量及び目標の達成状況に関する情報を当該機関のウェブサイト等において公表すること。

### 2 警察所管事業者関係

警察庁の事業所管各課にあつては、法の内容について、所管事業者等に周知するとともに、排出事業者が公表する情報等を通じて、所管事業者の取組状況を適切に把握することとされたい。

また、各都道府県警察にあつては、法の内容について、知事部局等と連携するなどして、所管事業者への周知に努められたい。